

埼例規第15号・務

昭和57年4月1日

埼玉県警察本部長

企画調整会議設置要綱の制定について（例規通達）

警察業務の総合的調整により、組織の有機的かつ能率的な運営を図り、もつて複雑多岐にわたる警察事象に的確に対処するため、このたび、みだしの要綱を別添のとおり定め、昭和57年4月1日から実施することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

## 企画調整会議設置要綱

### (設置)

第1 警察業務の総合的な調整を図るため、埼玉県警察本部に企画調整会議を置く。

### (協議調整事項)

第2 企画調整会議は、次の各号に掲げる事項について協議調整を諮るものとする。

- (1) 予算、組織等に影響を与えることが予想される事項
- (2) 複数の部の主管事務の範囲にわたり、又は重要な関係を有する各種業務計画
- (3) 毎月の行事予定
- (4) その他必要事項

### (組織)

第3 企画調整会議は、警務部長並びに総務部総務課長、同部広報課長、同部財務局会計課長、警務部警務課長、生活安全部生活安全総務課長、地域部地域総務課長、刑事部刑事総務課長、交通部交通総務課長及び警備部公安第一課長並びにさいたま市警察部副部長及び第一方面本部副本部長の中から警務部長が指定したもの並びに関東管区警察局埼玉県情報通信部通信庶務課長並びに警察学校副校長並びに総務部総務課公安委員会室長及び警務部警務課企画調整室長をもって構成する。

2 必要があるときは、構成員以外の者に、企画調整会議への参加を認めることができる。

### (会議)

第4 企画調整会議は、警務部長が招集し、議事を主催する。

2 企画調整会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は原則として毎週月曜日とし、臨時会は必要に応じて、その都度警務部長が招集する。

### (報告)

第5 企画調整会議において協議調整した事項は、警察本部長に報告するものとする。ただし、更に調整が必要な事項については、主管部長を経て部長会議に付議するものとする。

### (庶務)

第6 企画調整会議の庶務は、警務部警務課において処理する。

### 実施日

この要綱は、昭和57年4月1日から実施する。

実地日（昭和58年7月1日埼例規第21号・務）

この例規通達は、昭和58年7月1日から実施し、昭和58年6月28日から適用する。

実施日（昭和60年3月29日埼例規第25号・務）

この例規通達は、昭和60年4月1日から実施する。

実施日（昭和63年3月28日埼例規第16号・務）

この例規通達は、昭和63年4月1日から実施する。

実施日（平成3年3月29日埼例規第22号・務）

この例規通達は、平成3年4月1日から実施する。

実施日（平成4年7月15日埼例規第49号・務）

この例規通達は、平成4年7月15日から実施する。

実施日（平成4年8月31日埼例規第55号・務）

この例規通達は、平成4年9月1日から実施する。

実施日（平成5年3月24日埼例規第22号・務）

この例規通達は、平成5年4月1日から実施する。

実施日（平成6年3月15日埼例規第12号・務）

この例規通達は、平成6年4月1日から実施する。

実施日（平成6年10月28日埼例規第48号・務）

この例規通達は、平成6年11月1日から実施する。

実施日（平成7年3月27日埼例規第13号・務）

この例規通達は、平成7年4月1日から実施する。

実施日（平成8年9月27日埼例規第49号・務）

この例規通達は、平成8年10月1日から実施する。

実施日（平成12年3月31日埼例規第34号・務）

この例規通達は、平成12年4月1日から実施する。

実施日（平成13年3月30日埼例規第49号・務）

この例規通達は、平成13年4月1日から実施する。

実施日（平成15年3月31日務第721号）

この通達は、平成15年4月1日から実施する。

実施日（平成15年5月12日務第1128号）

この通達は、平成15年5月12日から実施する。

実施日（平成16年3月31日務第811号）

この通達は、平成16年4月1日から実施する。

実施日（平成17年3月29日務第657号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

実施日（平成18年3月24日務第794号）

この通達は、平成18年3月27日から実施する。

実施日（平成18年9月29日務第2845号）

この通達は、平成18年10月1日から実施する。

実施日（平成19年9月25日務第2537号）

この通達は、平成19年10月1日から実施する。

実施日（平成30年3月28日務第792号）

この通達は、平成30年4月1日から実施する。